

「令和2年7月豪雨」に関する支援について

令和2年7月3日からの記録的な大雨による災害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

同災害が特定非常災害に指定されたことに伴い、日本司法支援センター（法テラス）では以下の支援を開始いたしました。

1 弁護士・司法書士による「無料法律相談」

●対象

「令和2年7月豪雨」に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に、令和2年7月3日において住所、営業所などがあった方

●内容

生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います

不動産問題、金銭問題、相続問題など、民事に関する問題全般について相談できます

※面談のほか、電話による法律相談ができる場合があります

●相談回数

同一の問題についてのご利用は、一般法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助と合わせて、3回までとなります

※ ご利用については、最寄りの法テラスへご連絡ください

2 災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」

●対象

「令和2年7月豪雨」の被害にあわれた方なら、どなたでも無料でご利用いただけます

●利用方法

おなやみレスキュー

① 電話でのお問合せ 被災者専用フリーダイヤル：0120-078309

（対応時間）平日：午前9時から午後9時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで

※祝日・年末年始を除く

（利用料・通話料）0円

② 法テラスのホームページで確認

（専用ページタイトル「令和2年7月豪雨に関する支援について」）

法テラスのホームページで「令和2年7月豪雨」専用のQ&Aを公開しました
「よくあるお問合せとその答え」を集約しています

③ メールでのお問合せ

②の専用ページにある「メールによるお問合せ」からご利用いただけます